

道州制特区推進法の早期成立を求める緊急アピール

北海道における道州制特区の取り組みは、地方からの提案に基づき国から権限及び財源の移譲を先行的に実施するなど、地方分権の一層の推進を図る上で極めて大きな意義を持つものであり、全国知事会としても、平成17年10月31日に当委員会が緊急アピールを採択し、強く支援してきたところである。

こうしたなかで、政府が「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」(以下「推進法案」という。)の作成を精力的に進め、このたび国会に上程したことは、緊急アピールの趣旨を踏まえた取り組みとして評価する。

特に、

- 一 道州制推進の目的として、「地方分権の推進」が明記されたこと
 - 二 閣議において決定する道州制特別区域基本方針について、特定広域団体が案を添えて変更を提案できるとしたこと
 - 三 内閣総理大臣及び閣僚から成る道州制特別区域推進本部(以下「推進本部」という。)に知事が参画し、意見を述べることでできるとしたこと
 - 四 権限移譲により、北海道が事業主体となり、その財源として、これまで国が直轄事業費として要していた経費の額を基本に、地方の自由度が高い交付金として交付することとしたこと
- などの点は、地方分権をさらに前進させるステップとなるものとして評価するものである。

今後は、推進法案の早期成立を図るとともに、地方分権の一層の推進を図る観点から、さらなる権限移譲の推進や運用の改善について検討を行っていく必要がある。

こうしたことから、全国知事会道州制特別委員会として、国に対し、次の点を強くアピールする。

- 1 推進法案の早期成立に全力をあげること。
- 2 道州制特区を地方分権に資する取り組みとして推進し、その効果を全国に波及させるためには、更なる地方分権を推進していく必要があることから、北海道知事に加え、全国知事会を代表する知事を推進本部に参画させるなど、地方の声を反映させることができる組織体制とすること。
- 3 今後、特定広域団体がさらなる提案を行う場合にあっては、国としても、地方分権を一層推進する観点に立って真摯な対応を行い、その成果を十分発揮させるよう努めること。
- 4 道州制特区が地方分権のための道州制の実現に向けての確かな一歩となるよう、更なる権限移譲を進めること。

平成18年6月1日

全国知事会道州制特別委員会